

生活困窮者支援から始める地域づくり

平成29年10月26日

三重県紀南福祉事務所

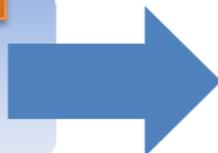
はじめに ～本日の発表内容～

- 1 生活困窮者を取り巻く状況
- 2 生活困窮者に対する法制度
- 3 段階的支援の意義
- 4 紀南地域の就労支援体制

1-1 生活困窮者の定義

生活困窮者とは…

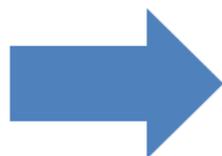
≒「経済的困窮者」



「収入」を基準としている。

相対的貧困率

所得が平均的な水準の半分以下の人口比率



日本における相対的貧困率は15.6%

⇒ 約6人に1人が貧困状態にある。

※厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成27年)

1-2 生活困窮者が抱える課題

(例) 病気、うつ、失業、ひきこもり、離婚、DV

→ **複合的な課題** を有している。

自立の三段階

✖ 就労自立

就労により経済的に自立して生活できる。

✖ 社会生活自立

社会的なつながりを維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る。

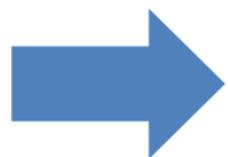
✖ 日常生活自立

身体や精神の健康を維持し、自分の健康・生活管理を行う。

2-1 生活困窮者に対する法制度①

生活保護法

- ・最後のセーフティネット
- ・最低生活を保障するための経済的給付



- ・保護脱却への仕組みに乏しい
- ・支援自体が実施機関任せ

課題

日常・社会生活自立ができていない対象者が一足飛びに就労自立することは容易ではない。

2-2 生活困窮者に対する法制度②

生活困窮者自立支援法

- ・平成27年4月1日 法施行
- ・支援対象者の状態像に応じた就労支援の枠組みが制度化

就労訓練事業

直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、支援付きの就業の機会を提供する。

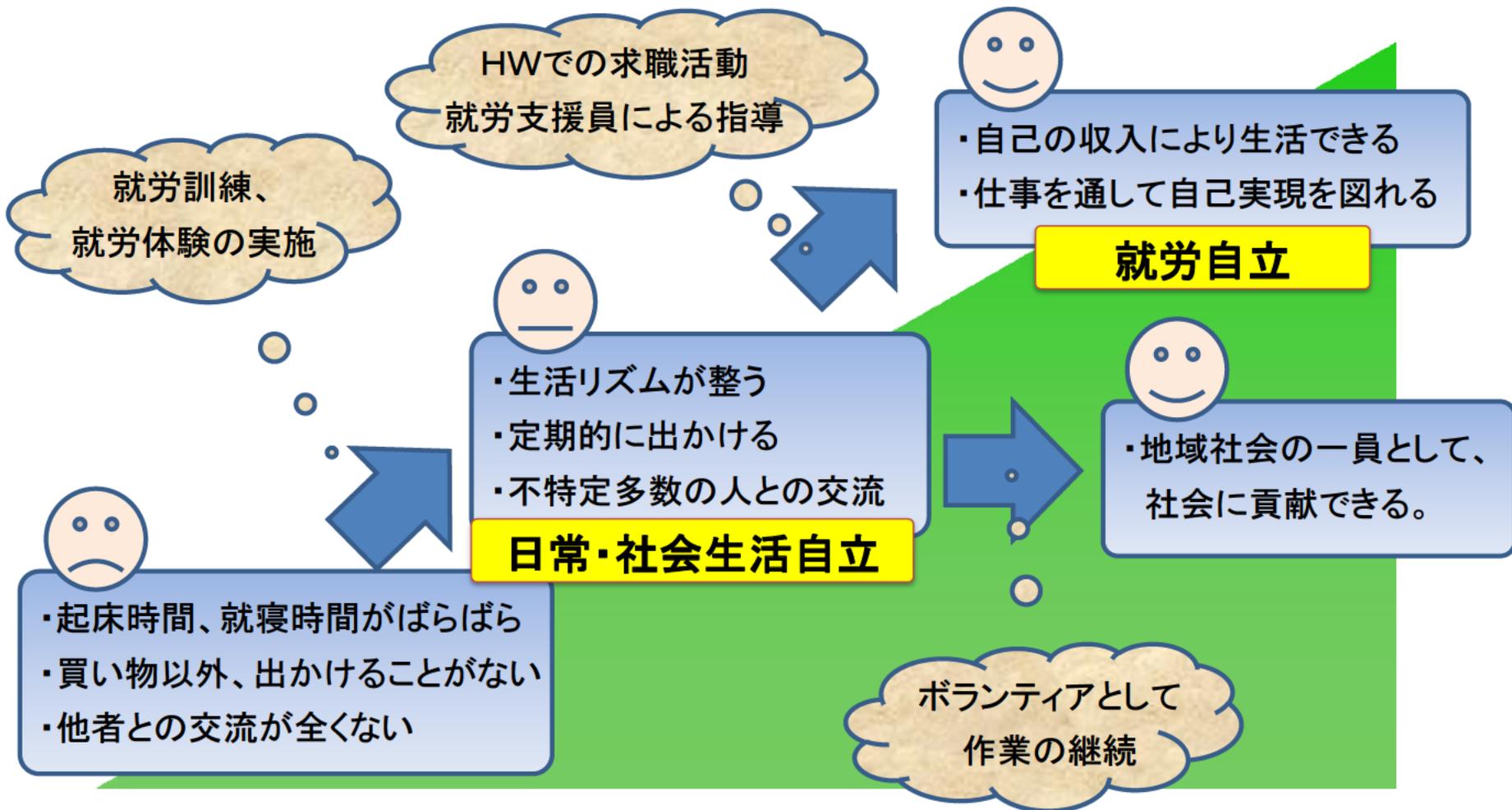
就労準備支援事業

就労に向け準備が必要な人に対して、就労体験や生活習慣確立のための指導・訓練を行う。

対象者の状態に応じた**段階的支援**が可能に！

3-1 対象者にとっての意義

☆対象者の能力・ニーズに応じた生活に近づくことができる。

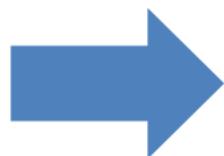


3-2 自治体にとっての意義

☆対象者が自立することで、財政負担の軽減が図られる。

生活保護受給者1名に費やされる財政負担

・生活扶助:約65,000円×12か月=約780,000円+住宅扶助、医療扶助など



年間約100万円以上の財政負担の必要性



対象者が自立
することで

年間約100万円以上の財政負担の軽減

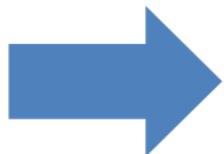
対象者が納税者となることで **税込アップ**

3-3 事業所にとっての意義

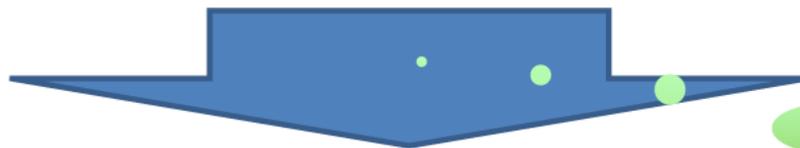
☆人材の確保、雇用のマッチングに繋がる。

労働市場の状況

- ・人口減少、少子高齢化による労働力不足の加速



人材確保が困難になっていく。



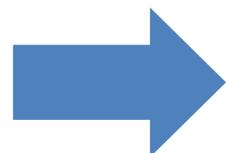
就労訓練、就労体験
を利用することで

- ・簡易作業（清掃、草刈り等）に特化した労働力の確保
- ・これまで就労の機会を持たなかった優秀な人材の発掘

4-1 紀南地域の就労訓練事業所

H29. 8. 31現在

事業所名	作業内容	所在地
社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会	施設の清掃	御浜町
熊野市社会福祉協議会 飛鳥事業所	見守り、話し相手等 及び雑務	熊野市
熊野市社会福祉協議会 紀和事業所	見守り、話し相手等 及び雑務	熊野市
熊野市社会福祉協議会 井戸事業所	見守り、話し相手等 及び雑務	熊野市
社会福祉法人 清光会 グリーンプラザ	野菜の栽培	熊野市



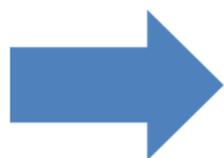
2事業所にて、2名が就労訓練を実施

4-2 紀南地域の就労準備支援事業所

H29. 10. 26現在

事業所名	作業内容	所在地
特定非営利活動法人 つどい おろし複合福祉施設つどい	施設内清掃、 洗濯補助	御浜町
紀宝町社会福祉協議会 アプローチ	施設内清掃、 水耕栽培	紀宝町
株式会社 桐本商店 有料老人ホームみふねの杜	施設外清掃、 お茶配り、 利用者の話し相手	紀宝町
特定非営利活動法人 よりあい	介護補助	熊野市
株式会社 イケガミ	補助業務	御浜町
特定非営利活動法人 あそぼらいつ リトルファーマーズ農場	草刈り、清掃、 集卵等	熊野市
有限会社 御浜柑橘	農作業補助	御浜町

事業所名	作業内容	所在地
特定非営利活動法人 ケアハウスたんぽぽ	掃除、庭の手入れ 作業等	熊野市
特定非営利活動法人 南紀会 南紀さんさんワーク	農作業、清掃作業	御浜町
有限会社 介護センターみつわ グループホームみつわ	施設内での補助内 容の仕事 施設内外の草刈り、 清浄、整理整頓	御浜町



3事業所にて、4名が就労体験を実施

事業利用の効果

能力の向上

健康状態の改善

対象者の見極め

最後に ～お伝えしたいこと～

従来の考え方

「福祉」＝「働くことができない人たちのもの」

+

「雇用」＝「福祉を必要としない人たちのもの」



現在の考え方

「福祉的支援」＝「就労の実現」

生活困窮者への就労支援

||

「支えられる側」から「支える側」になるための支援



☆全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、
高め合うことができる

「地域共生社会」の実現に向けた重要な試み



関係機関による**「協創」**の地域づくりが不可欠！

ご静聴、ありがとうございました。